

年度（ 年分） 市県民税申告書
 （上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申出書）

受付印	
-----	--

さくら市長 様
 年 月 日

現住所		電話番号
フリガナ		生年月日
氏名		

（１）確定申告した上場株式等の所得金額

		所得金額	住民税源泉徴収額
上場株式等の配当所得等	総合課税分		
	分離課税分		
上場株式等の譲渡所得等			

※対象となる上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等は、所得税15.315%（復興特別所得税分を含む）と住民税5%の合計20.315%の税率で源泉徴収されているものです。
 所得税20.42%が源泉徴収されているものではありません。

（２）住民税での課税方式（希望する課税方式の口にチェックをしてください）

- 上記の所得について、住民税では申告しません。（申告不要制度を利用します。）
- 上記の所得について、住民税では下記の所得として申告します。

		所得金額	住民税源泉徴収額
上場株式等の配当所得等	総合課税分		
	分離課税分		
上場株式等の譲渡所得等			

（３）注意事項（内容を確認いただきましたら、口にチェックをしてください）

- 確定申告書（既に提出済の方）及び特定口座年間取引報告書等の写しを添付してください。写しの添付がない場合は、確定申告書の内容で市県民税を課税する場合があります。
- 上記の（１）や（２）の所得金額及び源泉徴収税額に記載誤りなどがある場合、及び、上場株式等の所得と判断できない場合は、確定申告書の内容で市県民税を課税する場合があります。
- 原則として、当該年度の申告期限（3月15日）までにこの申告書の提出が必要です。ただし、期限後であっても、納税通知書が送達されるまでに提出されたものは有効となります。
- 修正申告等により上記金額が変更になる場合は、再度この申出書の提出が必要となります。
- 確定申告において、上場株式等に係る譲渡損失の申告をし、住民税で申告しないことを選択した場合には、翌年度以降の住民税の算定において、繰越控除は適用されません。